

○農林水産省
財務省
告示第四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件（平成二十年七月農林水産省告示第一号）を次のように改正し、平成二十二年三月三十一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣 菅 直人

農林水産大臣 赤松 広隆

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 赤松 広隆

第五条の二並びに附則第一項及び第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。